

## 令和2年度 第7回福岡地方最低賃金審議会

### 資料目次

#### 議事(1) 関連

資料No.1	福岡県自動車(新車)小売業最低賃金の改正決定について(答申)	1
資料No.2	福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定に関する報告書	3
資料No.3	福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について(答申)	7
資料No.4	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について(答申)	9
資料No.5	福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について(答申)	11

#### 議事(2) 関連

資料No.6	令和2年10月6日 第4回福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会 公益代表委員見解	13
--------	---	----

資料

No.1

福岡最賃審第474号

令和2年10月2日

福岡労働局長

藤枝 茂 殿

福岡地方最低賃金審議会

会長 有田 謙司

福岡県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年8月18日付け福岡労発基0818第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

福岡県自動車（新車）小売業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

18歳未満又は65歳以上の者

雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間941円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和2年12月10日



資料

No.2

令和2年10月6日

福岡地方最低賃金審議会  
会長 有田 謙司 殿

福岡地方最低賃金審議会  
福岡県百貨店、総合スーパー  
最低賃金専門部会  
部会長

有田謙司

福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月18日、福岡地方最低賃金審議会において付託された福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねたものの、全会一致に至らず、別紙1のと通りの審議経過をもって、令和2年10月6日に結審したことを報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は、別紙2のとおりである。

審議経過

- 1 労働者代表委員は、審議終了の時点において、2円の引上げを主張した。
- 2 使用者代表委員は、審議終了の時点において、改正決定が必要ないことを主張した。
- 3 審議を打ち切り、「福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金について、改正決定を行わない」旨の公益代表委員案を提示して、採決を行った。
- 4 専門部会委員8名（部会長を除く）による採決の結果、賛成5人、反対3人で賛成が過半数を占め、公益代表委員案は決議された。

令和2年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会 委員名簿

(五十音順)

種別	氏名	現職
公益代表委員	◎ 有田 謙司 <small>ありた けんじ</small>	西南学院大学法学部 教授
	野田 小夜子 <small>のた きよこ</small>	社会保険労務士
	○ 松本 郁子 <small>まつもと いくこ</small>	弁護士
労働者代表委員	井福 慶 <small>いふく けい</small>	イオン九州労働組合 中央執行副委員長
	菜 富利 <small>な ともり</small>	UAゼンセン 福岡県支部 主任
	本田 英治 <small>ほんだ えいじ</small>	三越伊勢丹グループ労働組合 岩田屋三越支部 執行委員長
使用者代表委員	有馬 紀顕 <small>ありま のりあき</small>	福岡県経営者協会 専務理事
	工藤 洋子 <small>くどう ようこ</small>	イオン九州株式会社 採用部長
	万田 高史 <small>まんた たかし</small>	株式会社博多大丸 取締役業務統括部長兼業務推進部長

(注) ◎は部会長、○は部会長代理である。







資料
No.3

福岡最賃審第475号

令和2年10月6日

福岡労働局長

藤枝 茂 殿

福岡地方最低賃金審議会

会 長 有田 謙三

福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年8月18日付け福岡労発基0818第1号をもって貴職から諮問の  
あった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答  
申する。



福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う業務のうち、

(イ) 組線、かしめ、取付け又は巻線の業務

(ロ) バリ取り、かえり取り又は鑄ばり取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

ハ 手作業による包装・袋詰め・箱詰め、材料の送給又は取り揃えの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間927円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和2年12月10日

資料

No.4

福岡最賃審第476号

令和2年10月7日

福岡労働局長

藤枝 茂 殿

福岡地方最低賃金審議会

会 長 有 田 謙 司

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の  
改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年8月18日付け福岡労発基0818第1号をもって貴職から諮問の  
あった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答  
申する。

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

1 適用する地域

福岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鉄業、製鋼・製鋼圧延業又は製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1) 18歳未満又は65歳以上の者
- 2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間976円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和2年12月10日



資料
No.5

福岡最賃審第477号

令和2年10月8日

福岡労働局長

藤枝茂 殿

福岡地方最低賃金審議会

会長 有田 謙司

福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について (答申)

当審議会は、令和2年8月18日付け福岡労発基0818第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

・結論

福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年福岡労働局最低賃金公示第4号）の改正決定は行わない。

・上記結論にかかる付記事項

公労使が、来年度以降の審議を見据えたうえで、全会一致のもと、今年度については、意思をもって改正決定を見送るものである。

令和2年10月6日 第4回福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会

### 公益代表委員見解

公益代表委員としては、本年の福岡県（百貨店、総合スーパー）最低賃金については、据え置きを妥当なものとする。その理由は、次の通りである。

- 1 この間とりくまれてきた、地域間格差の是正や、福岡県内の他業種との賃金格差の是正、あるいは、非正規労働者の労働条件を向上させる必要性や、経済の好循環を生み出す必要性などから、賃金水準を上げる社会・経済政策に伴って展開されてきた最低賃金額の引上げの流れの継続性は、コロナ禍にあっても維持する必要があると思料される。
- 2 特定最低賃金の引上げは、産業界の先頭で精励する基幹的労働者のための賃金・労働条件の底上げに寄与するとともに、産業界全体の魅力を高めることにつながるもので、労使双方にとっての重要なとりくみである。そうした中で、福岡県内の他業種と比較し、百貨店、総合スーパーの産業に適用される特定最低賃金が低いこと、および同産業の労働者がコロナ禍において感染リスクと隣り合わせの中で働いていることに鑑みれば、同産業の労働者の最低賃金の引上げを労働者代表委員が主張されることに理解はできる。
- 3 しかしながら、使用者側委員が主張されるように、コロナ禍が経済に与えた影響は、とりわけ、百貨店、総合スーパーの産業においては大きく、同産業内の多くの企業では、ポストコロナの見通しが立たないうえ、上半期の売上高、純利益は業界全体で大幅に減少しているうえに、下半期に回復する見込みも不透明で、通年での赤字決算が見込まれ、従来の需要回復も見通せないことから、賃金水準の引上げ前に、雇用調整助成金・融資等によって、雇用の確保を優先せざるを得ない経営環境下にある。そのような状況を反映し、同産業では、賞与の大幅な減額がなされる事業者が多くみられるところである。同産業が現在おかれている厳しい経営状況に鑑みれば、使用者側が最低賃金について据え置きを主張されることには十分な理由があるものとする。
- 4 労使間での十分な協議を尽くしても、なお上記のような主張の対立が存することから、労使のイニシアティブにより本来決められるべき特定最低賃金の制度趣旨に鑑み、公益委員としては、金額の調整をすることはできないものと考え、本年度の百貨店、総合スーパーの最低賃金については、据え置きとすることが妥当と判断する。
- 5 なお、公益委員としては、上記1および2で述べたように、最低賃金の引上げは必要なことと考えており、今年度については、3で述べたような極めて異例の特殊な状況の中で引上げが困難と判断されたことを改めて確認しておきたい。

以上